

福島市公告第356号

「ふくしま市政だより」広告掲載業務について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和5年12月26日

福島市長 木幡 浩

記

1	業務名	「ふくしま市政だより」広告掲載業務	
2	業務場所	福島市五老内町3番1号 広聴広報課	
3	業務概要	市が売り渡す「ふくしま市政だより」広告枠に掲載する広告の広告主の募集及び広告審査の受付代行、広告の入稿、広告料の設定と広告主との個別契約並びに広告代金の回収等	
4	履行期限	令和7年3月31日(月)(令和6年5月号から令和7年4月号掲載分まで)	
5	予定価格 (広告枠売り渡し最低額)	1,440,000円(税抜き)	
6	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、本業務履行可能な者でかつ、市長による当該業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者	
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者		
	② 令和5・6年度福島市業務委託有資格業者名簿に登録されている者		
	③ 登録内容	企画制作等業務又はその他業務の登録のある者	
	④ 所在地区分		
	⑤ 担当者の配置	本業務を遂行できる担当者を配置できる者	
	⑥ 福島市において競争入札参加停止期間中でない者		
	⑦	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。	
7	仕様書等の交付等について		
	① 交付場所	福島市財務部契約検査課	
	② 期間	令和5年12月26日(火)から令和6年1月17日(水)まで (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで	
	③ 交付方法	仕様書等を1者に一部交付する。	
	④ 質問について		
	i 質問方法	書面(様式3)により、契約検査課に持参すること(郵送・電送は不可)	
ii 質問期限	令和6年1月17日(水) 正午まで		
iii 質問に対する回答	福島市ホームページに掲載する。		
iv 回答閲覧期間	令和6年1月23日(火)から令和6年2月7日(水)まで		
⑤ その他	期間内に仕様書等の交付を受けていない方は入札参加申請できません。		
8	入札参加資格の確認申請について		
	① 入札参加資格の確認申請の提出書類	・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出された技術資料を市は無断で使用することができないものとする。 ・提出された資料の返却、差替えは認められない。	
	i 資格確認申請書	別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書	
	ii 配置予定担当者	別紙様式2 本業務配置予定担当者の同種業務経歴・業務実績	
	② 提出方法	窓口へ持参(郵送・電送は不可)	
	③ 提出先	福島市財務部契約検査課	
④ 提出期間	令和5年12月27日(水)から令和6年1月24日(水)まで (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで		

9	入札参加資格の決定	令和6年1月29日(月)ただし競争入札参加資格者名は入札時まで非公表 ・競争入札参加資格確認通知書及び入札書は決定後郵便にて送付 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる。
10	入札方法について	
	① 入札方法	・入札執行回数は1回を限度とし、郵便、電信による入札は不可。 ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	② 入札日時	令和6年2月7日(水)午前10時00分
	③ 入札場所	福島市役所本庁舎 入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④ その他	・競争入札参加資格確認通知書(写)を必ず持参すること。 ・競争入札心得による。(市ホームページ参照)
11	落札者の決定について	有効な入札書を提示した者であって、予定価格以上の最高の価格を提示したものを落札者とする。
12	入札保証金	免除
13	契約保証金	免除
14	契約に関する事項	1. 契約書作成においては、落札者は、落札決定後、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印、関係書類を添えて10日以内に契約権者に提出しなければならない。 2. 市は、落札者又は契約の相手方となることを約したものが契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
15	特約条項	
16	契約書作成の要否	要
17	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、市長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
18	入札の中止について	1. 本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2. 本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
19	問い合わせ先	財務部契約検査課 [〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]